



トピックス

「最低賃金の改定」

令和4年10月より最低賃金が上がります。

中央最低賃金審議会の決定に基づき、2022年度の最低賃金を
全国平均で31円を目安に引き上げ、961円と決まりました。

広島県は930円となり、10月1日より変更となります。

<月給目安（地域：広島）>

月平均所定労働時間	月額	月平均所定労働時間	月額
160.0時間	148,800円以上	171.0時間	159,030円以上
165.0時間	153,450円以上	172.0時間	159,960円以上
170.0時間	158,100円以上	173.0時間	160,890円以上

法改正

「10月施行のアルコール検知器による飲酒の有無の確認が延期に」

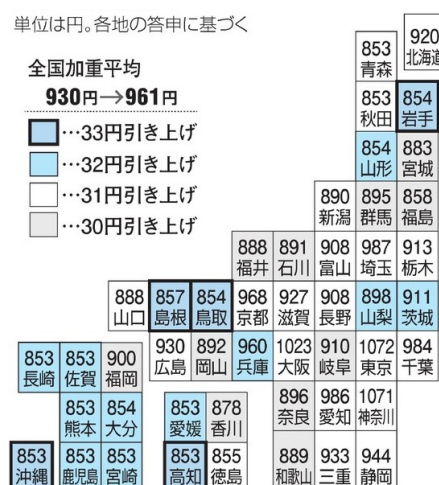
令和4年10月からの道路交通法の施行規則の改正で、安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた飲酒の有無の確認について改正施行予定でしたが、アルコール検知器の数が足りていないなどの状況から、アルコール検知器を用いた検査の実施義務化は延期となりました。

なお、4月改正のアルコール検知器を用いない目視等の確認や記録の保管義務については変更ありません。

<目視等で確認とは>

目視等で確認とは「運転者の顔色」「呼気の臭い」「応答の声の調子」等で確認することをいう。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- などの対面による確認と同視できるような方法が含まれる。



人事労務

「10月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容について」

小学校休業等対応助成金・支援金は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆様を支援するためのもので、令和4年9月30日までの間に取得した休暇について支援されるものです。同制度について、令和4年10月～11月の内容が厚労省より公表されました。

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）は日額上限を引き下げ、小学校休業等対応支援金（（委託を受けて個人で仕事をする方向け）は支給額を引き下げたうえで、令和4年10月1日から11月末までの間に取得した休暇についても支給されます。

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をするもの（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども（共通）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
 - ※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）（小学校休業等対応助成金）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額を支給（下記参照）（小学校休業等対応支援金）

※個人申請：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

令和4年10月～11月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を、下表のとおりとする。

		令和4年3月～9月		令和4年10～11月	
小学校休業等 対応助成金	原則的な措置	9,000円	→	8,355円	
	特例（※）	15,000円	→	12,000円	
小学校休業等 対応支援金	原則的な措置	4,500円	→	4,177円	
	特例（※）	7,500円	→	6,000円	

（※）緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主

出典：「令和4年10月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について」

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL：082-293-8102

FAX：082-293-8104

E-mail：info@jinji-fuku.jp

URL：http://www.jinji.fuku.jp

